

<医療機関等の皆様へ>

交通事故等（第三者行為）による傷病での受診について

1. 「第三者行為による傷病届」提出と事前連絡についてのお願い

第三者行為による傷病の治療について、被保険者側に飲酒運転や無免許運転等の不法行為がなければ、国民健康保険（以下国保という）の適用が可能です。

この場合には、国民健康保険法により被保険者は保険者（大村市）に「第三者行為による傷病届」の提出が義務付けられています。

第三者行為による傷病の治療で、国保を適用したいと申し出があった場合には、保険請求の前に保険者（大村市）への報告をしていただくとともに、受診された被保険者の方へ大村市役所国保・後期保険課国保医療グループまで連絡し、届出をするようご案内をお願いします。

2. レセプト特記事項「10. 第三」記載のお願い

第三者行為該当の被保険者の方が受診された場合には、レセプトの特記事項に「10. 第三」を必ず記載していただくようお願いします。（損保会社の介入の有無や被害者過失割合に関わらず、記載をお願いします。）

なお、治療が完了しているにも関わらず、「10. 第三」が記載されたままとなっているレセプトがありますので、ご確認のうえ提出願います。

※第三者行為該当レセプトについては、厚生労働省「診療報酬請求等の記載要領等について（昭和51年8月7日付保険発第82号）」のとおり「特記事項」欄に「10. 第三」の記載をすることとされております。

※ 交通事故以外にも次のような行為が第三者行為となります。

- ・ 他人からの喧嘩等の暴力行為
- ・ 他人が飼っている動物に噛まれたとき
- ・ 外食、購入食品で食中毒になったとき
- ・ ゴルフ、スキー等で他人の行為によってケガをしたとき
- ・ 道路、施設等の管理瑕疵によってケガをしたとき など

【お問い合わせ先】

〒856-8686

長崎県大村市玖島1丁目25番地

大村市福祉保健部国保・後期保険課

国保医療グループ

電話：0957-53-4111（内線119）

FAX：0957-53-5572